

令和7年第1回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年1月22日（水）15時59分から17時20分

2. 場 所 大豊町農工センター 第4会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第4 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第5 その他

5. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

産業建設課産業振興班 渡部 康

6. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和7年第1回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

まず、定足数の報告をさせていただきます。出席委員は、9名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

最初に、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、2番信高昭男委員、3番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

〔事務局〕

資料1 ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町[REDACTED]、申請地の地図は14ページから16ページに付けています。登記地目畑、現況地目畑、面積は3060㎡です。なお、申請地の一部は山林化しており、実際の耕作面積は16ページで赤い点線で囲っている654㎡です。申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は1 ページに記載のとおりです。申請書記載の譲渡人の住所が登記簿に記載されているものと異なりますが、住所の変更後の登記手続きを行っていないためであり、申請書の住所が正しいことを、住民票から事務局で確認を取っています。

お手元の資料17ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないのので該当ありません。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

とおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては11月13日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第1号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

はい、8番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は農業経験もあり、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原亜由美委員〕

1番原です。

申請地が3,060㎡なのに対して、耕作面積は654㎡になっていますが、この差は何でしょうか。

〔事務局〕

山林化しており、今後も耕作される見込みがない土地です。

〔上池如夫委員〕

９番上池です。

山林化している場所は、このまま耕作されないとのことですが、農地として扱っていいのでしょうか。

〔事務局〕

本来であれば分筆を行い農地部分だけの申請を行うことが望ましいです。しかし、測量や分筆の手続きに時間と費用が掛かり、申請者の負担が大きいです。一方、農地以外に農地法の許可を行ってはいけないという法的な根拠はありません。そこで、山林化している箇所も含めた申請書を受理しました。

しかし、農地法上の審査を適正に行うために、耕作計画書をはじめ、耕作面積を記入する項目については、山林化した部分を除いた、実際に耕作を行う面積を記入しています。

〔上池如夫委員〕

中山間地域等直接支払では、農地でない箇所が一筆に含まれているとそこについては交付対象外となるため、一筆内に農地でない箇所が含まれていることに違和感がありました。

〔事務局〕

ご指摘のとおり、中山間地域等直接支払は非農地部分については除く必要があります。仮に今回の申請地が中山間地域等直接支払を受ける場合、山林部分は除いての申請になります。

〔議長〕

他にないでしょうか。ないようですので、採決いたします。議案第１号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3、第4を審議するにあたり、農地利用最適化推進委員に同席していただく必要がございますので、一時休会といたします。

（農地利用最適化推進委員の西山雅大委員、秋山譲二委員、高橋公仁委員、山中茂雄委員着席）

〔議長〕

会議を再開します。

日程第3、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様もご一緒に、審議をお願いいたします。なお、西山雅大委員から欠席の連絡がありました。

それでは、事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

農業委員の方は18ページを、農地利用最適化推進委員の方は1ページをご覧ください。

こちらについては、農業委員会に関する法律第7条第1項により、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために定めなければならないものとなっております。

この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様が任期中に行う活動の指針であり、任期の3年間にあわせて設定し、随時、検証及び見直しを行うものです。今年度3月で委員の改選が行われるため、これまでの3年間の活動を振り返り、来年度4月以降の活動の目標を定めたいと思います。

修正点は、資料において赤字にしており、指針案の後ろに、新旧対照表を付けています。

変更点の概要を説明します。まず、地域計画に関する箇所についてですが、これまでは地域計画を、担い手への集積集約化を図るもの、農業問題を解決するものという位置づけにしていました。しかし、昨年度から実施した地域計画

に関する協議において、担い手への集積集約を図ることが大豊町の農業問題を解決するものではなく、多様な農家をいかに守るのが重要であるということが明らかになりました。また、農業の振興と同時に集落の維持が必要であり、その両輪で活動を行うことが必要であることも明らかになっています。したがって、地域計画を多様な農家を守り、また、集落の維持のための計画であるという位置づけにしています。また、地域計画は今後着実に実行に移す必要があり、そのために農業委員、農地利用最適化推進委員の方々の協力が必須であるため、地域計画の目標を達成するための役割の中に、「「地域計画」の実現に向けた取り組みへの協力」を追記しました。

次に各表の数値目標についてですが、委員の任期と合わせた3年後の目標と、5年後の目標があります。5年後の目標を見据えながら3年間活動を行うというものです。指針案の2ページの、遊休農地の解消目標をご覧ください。現在の町内の農地272haを5年後も維持するとし、遊休農地は0haにするとしています。それに向けて3年間で遊休農地の減少に取り組むという計画です。

次に、次ページの担い手への農地利用集積目標についてです。現在の担い手への集積率は14.52%であり、5年後は31%となっています。この31%は、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」という、町の農業経営の目標や農用地の利用の集積の方針について定めたものと一致させる必要があるため、31%としています。

その下の表、担い手の育成・確保についてですが、一年に1名の認定新規農業者の確保を目標としており、5年後以降には、認定新規就農者が順次認定農業者になるという計画です。

次ページの新規参入の促進目標についても、一年に1名確保する計画としています。新規参入者取得面積は、一人0.12ha、おおよそ1.2反で計算しています。これは、先ほどの農業経営基盤強化の基本的な構想において提示している、ミニトマト農家の新規参集者の一人当たりの経営面積の数字です。ミニトマトを選択した理由は、町の振興作物に指定されているためです。

説明は以上です。本日決定をいただければ、農業委員会に関する法律第7条第3項の規定によりこちらを公表することとなります。

指針について、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が日ごろの活動を通じて感じていることや考えていることなど、ご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、発言のある方は挙手願います。

〔上池如夫委員〕

遊休農地の解消、発生防止について記載されていますが、中山間地域等直接支払の次期対策では10割単価でもらえる基準が、10ha以上の農地面積でのネットワーク化になりました。これまで面積が小さくても集落戦略を作って守ってきた協定が、ネットワーク化ができないことを理由に単価が下がる可能性があります。小さな集落協定をきちんと守ることをしないと、遊休農地の解消にはつながらないと思います。農業委員会として意見書を提出したらどうでしょうか。

（事務局から令和7年度からの中山間地域等直接支払制度第6期対策の制度説明を行い、集落協定の維持及び農地の維持について意見交換）

〔議長〕

皆様、その他ご意見ございませんか。ないようですので、これで日程第3、農地等の利用の最適化に関する指針については終了したいと思います。次に日程第4 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

〔事務局〕

指針の新旧対象表の次ページ、農業委員さんは27ページ、推進委員さんは10ページをご覧ください。こちらは令和元年度に、全国農業委員会会長代表者集会で決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」です。農業委員会の不祥事の防止、適切な制度運用について決議したものです。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、年に1回、すべての農業委員会において

農業委員会の法令遵守についての決議を実施しています。次ページをご覧ください。こちらが大豊町農業委員会の申し合わせ決議の案です。皆様にはこの決議内容にご賛同いただき、これに沿って農業委員会活動を行っていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

〔議長〕

発言がないようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、拍手を持って承認決議をお願いします。

(一同拍手)

〔議長〕

ありがとうございます。皆さんの拍手をもって決議されましたので、よろしくお願いいたします。

次に日程第5その他について事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

事務局より報告事項と連絡事項があります。

最初に報告事項についてです。

令和6年7月24日の第7回総会において決議した、農地の所有権移転の許可について、取消しを行ったため報告します。

申請地は[]ほか6筆、譲渡人[]、譲受人[]です。取消しの経緯についてですが、令和7年1月9日付けで、譲渡人譲受人の連名にて取消し願いが提出されました。取消し申請の理由は、譲受人が農地の購入費用の工面ができなくなったためです。

取消し申請の理由から、取消しを行うことが適当であるため、令和7年1月

17日付けで許可の取り消しを行いましたので報告します。

〔議長〕

ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

〔事務局書記〕

発言がないようですので、次に連絡事項についてです。3点あります。

最初に、皆さんにお配りしている「農地の貸借の制度が変わります」というチラシについてです。

これまで農地の貸借は「農業経営基盤強化促進法」に基づいたもので、チラシの中ほど、「現行」にかかれているように、貸し手借り手が一對一で直接契約を結び、それを町が公告を行っていました。これまでも農業委員会総会において、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の諮問について」という議案で、利用権設定等申出書の内容を審査してきました。いわゆる「利用権設定」といわれるものです。

しかし、「農業経営基盤許可促進法」が変更され令和7年4月1日からはこの法律に基づく契約ができなくなり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づいた契約を行う必要があります。この契約の方法は、チラシの現行の右側にあるように、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構という組織が入る契約です。農地中間管理機構とは、県域で農地の貸し借りの仲介を行っている組織です。

これを行うことで、担い手への集積・集約化を図り農地を維持するということが制度の目的のようですが、なぜこれを行うことで集積・集約化が進み農地が維持されるのか、明確なことは不明です。昨日、農地中間管理機構や県担当課の説明会に出席しその点について質問をしましたが、明確な回答は得られませんでした。ただ、チラシの下ほど、赤字で書かれているように、これまでの利用権設定より時間がかかってしまうということだけは明らかです。

また、これまでは市町村及び農業委員会で審査を行ってきましたが、今後は農地中間管理機構の審査も行われます。しかし、農地中間管理機構が定める基

準を満たさない場合は、この契約が、結べなくなってしまうです。

基準としては、例えば1年契約など短い契約は不可、ハウスが設置されている場合は、ハウスに関する貸借契約書や原状回復に関する確認書がないと不可などがあります。また、基準を満たしていることを確認するために添付書類も増える見込みです。

なお、これらの基準を満たさない場合は、農地法第3条により賃貸借契約を結ぶしかないとなります。

この新たな契約方法の対象は、まず令和7年4月以降に新規で契約を結ぶ場合です。次に4月以降に更新を行う場合も対象となります。ただし更新の場合は、今年度中、つまり3月までに農業委員会総会で議決し町が公告を行うことでこれまでの方法での更新が可能です。そこで事務局としては、令和7年6月頃までに更新を迎える契約については、3月までに総会で議決をとることで、できるだけ更新を旧来の方法で行いたいと思っています。6月以降の更新については、早めに書類を提出してもらい中間管理機構にも早めに書類を提出することで、新たな制度へスムーズに移行したいと考えています。

この制度変更については今後も農地中間管理機構等が説明会を実施するため、情報が分かり次第皆さんに共有します。委員の皆さんには、とりあえずこの制度変更があることと時間がかかるようになることを理解していただき、農地の貸借を行っている方がいればこのチラシを渡していただきたいと思います。不明な点は農業委員会までお問い合わせください。

このチラシについての説明は以上です。

次に、次回の2月総会の日程については、2月26日（水）10時からを予定しています。

最後に、この後の新年会ですが5時半より開始します。参加される方はよろしく申し上げます。

〔議長〕

その他、何かございませんか。それでは以上をもちまして、令和7年第1回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2 番

署名委員 3 番
